



COMISIÓN DE PARTICIPACIÓN CIUDADANA DESCENTRALIZACIÓN Y
DESARROLLO REGIONAL

LEY ORGÁNICA DE PROCESOS ELECTORALES

TITULO I
DISPOSICIONES GENERALES

TITULO II
SISTEMA ELECTORAL

TITULO III
DEL REGISTRO ELECTORAL

CAPÍTULO I
DISPOSICIONES GENERALES

(写真) ベネズエラ国会 “出馬者の変更に関する選挙組織法の条文を確認”

ジョリス氏 法的に出馬不可？

株式会社ベネインベストメント
松浦 健太郎

野 党統一候補に選ばれたマリア・コリナ・マチャド氏 (MCM) は、大統領選実施日の10日前まで候補者が変更できるとして、自身が後任に指名したコリナ・ジョリス氏の出馬を模索している。

一方、与党「ベネズエラ社会主義統一党 (PSUV)」のカベジョ副党首は、この主張を否定。ジョリス氏が出馬することは法的に不可能と説明している。

本稿では、双方の主張の源泉はどこにあるのか、両者の主張の根拠について紹介したい。

野党統一候補の検討に重要な2つの日程

目下、大統領選に関して最も重要なテーマは、「野党が統一候補を誰にするのか」であることは間違いない。

本件について、2つの重要な日程がある。

「4月20日」と「7月18日」である。

4月20日は、一般的に言われる「候補者の変更期限」。

ベネズエラの投票は電子投票で、投票画面には「政党」と「その政党が推薦する候補者の顔写真」が掲載され、有権者はその顔写真を押しすることで投票する仕組みになっている。

現在「選挙管理委員会 (CNE)」が2024年の大統領選の投票画面に表示される一覧を作成しているところだが、以下のような画面になると報じられている。

なお、赤い点線で囲まれているのは「野党統一連合 (MUD)」のエドムンド・ゴンサレス氏。

赤い線で囲まれているのが「新時代党 (UNT)」のマニエル・ロサレス党首。

仮に4月20日までに野党が統一候補を絞り、CNEに候補者の変更を申請したとすれば、ここに掲載される顔写真も変更した候補者の写真に変わるとされている。

一方、MCM氏は、4月20日以降も候補者の変更自体は可能と指摘。

「4月20日以降に候補者を変更した場合、投票画面に表示される候補者の顔写真は変わらないが、選挙実施の10日前までは候補者の変更は可能」と主張。

大統領選は7月28日に開催されるので、選挙の10日前は7月18日になる。そのためMCM氏は7月18日までジョリス氏への変更を模索すべきと主張していた。

しかし、カベジョ PSUV 副党首は、この主張に異議を唱え、ジョリス氏出馬の可能性を否定している。



選挙10日前までの変更は可能

それでは、MCM氏とカベジヨ氏の主張の違いの根拠はどこにあるのだろうか？

実は、MCM氏の主張とカベジヨ PSUV 副党首の主張は共に「選挙手続組織法」を根拠としている。

以下では、「選挙手続組織法」のオリジナルの条文を確認し、両者の主張を確認したい。

まず、MCM氏の主張は「選挙手続組織法」の第62条・63条を根拠としている。

第62条(代理)には、以下のような内容が書かれている。

“出馬政党は以下の条件において候補者を変更することが可能。(候補者の)「死亡」「辞任」「管轄当局が証明する身体的・精神的な障害」「憲法または法的な理由」。この条件に該当した場合、CNEは全国に候補者の変更を周知しなければいけない。

補欠が行われた時間が選挙証書の変更を行うのに十分でない場合、当該政党への投票は代理候補の票としてカウントされる“

また、第63条(変更)に書かれている内容は以下の通り。

“出馬政党は、選挙実施の10日前まで候補者を変更することが可能。この場合、CNEは全国に候補者の変更を周知しなければいけない”

MCM氏が主張する通り、第63条には、「選挙実施日の10日前まで候補者の変更が可能」と明記されている。

新たな候補者への変更は不可

一方、カベジヨ PSUV 副党首の主張は、「選挙手続組織法」の第64条・44条を根拠としている。

第64条(候補者の変更に求められる要件)には、以下のような内容が書かれている。

“候補者の変更は”新たな出馬“となる。変更する候補者が既に許可された候補者ではない場合、本法律および規則の定めに基づかなければならない”

加えて、第44条(出馬期間)に書かれている内容は以下の通り。

“候補者の出馬期間は、選挙スケジュールにおいて定められる。この出馬スケジュールを過ぎて出馬申請をした者は、期限切れとして出馬しなかったものとみなされる”

つまり、カベジヨ PSUV 副党首の認識では、

「各政党は選挙の10日前まで候補者を変更することが可能だが、変更する候補者が既にCNEが許可した候補者ではない場合、本法律および規則の定めが適用される」

そして、選挙手続組織法の第44条には

「出馬期限を切れた出馬者は、出馬しなかったと認識される」と書かれている。

「つまり、コリナ・ジョリス氏は出馬期間中に
出馬していない候補者であり、第44条の定めが適用され、
出馬が許可されない」という理解になるという。

逆に「誰ならば選挙実施日の10日前まで変更できる
候補者なのか」だが、カベジョ氏曰く、「CNEが既に
出馬を許可した人物」。

つまり、「CNEが大統領選の出馬を認めた13名の候
補者の中の誰かであれば変更が可能(13名は「[ウィ
ークリーレポート No.348](#)」参照)」。

実質的には、「MUDはマニエル・ロサレス氏ならば
変更することが可能」と言っているのと同じだろう。

与党に有利な解釈が適用される

上記にて MCM 氏およびカベジョ氏の主張の根拠を
比較した。

どちらの主張に正当性があるのかは、読み手により変
わると思うので、ここでは記載しない。

その上で、一番大事なのは、「どちらの意見が採用さ
れるか」である。

こういった場合、与党側に有利な解釈が適用されるの
がベネズエラである。

つまり、カベジョ氏の主張が優先されると想像してい
る。

個人的な認識では、よほど大きな外部要因がない限り、
ジョリス氏が大統領選に出馬できる可能性は低い。

MUDが検討する内容は

「ロサレス氏を野党統一候補として支持するか」
「現在暫定的に出馬させているエドムンド・ゴンサレ
ス氏を正式に候補者と認識するか」
「大統領選から離脱するか」
のいずれしかないのかもしれない。

以上